

# 不在者投票に関する注意事項

1. 同封の「不在者投票関係書類交付用封筒」の封筒を絶対に開封しないでください。
  - ・ もし開封した場合は、投票することができなくなる場合がありますので、注意してください。
  - ・ 送付しました書類のすべてをそのまま滞在地の選挙管理委員会へ持参してください。
2. 投票は滞在地の選挙管理委員会で行ってください。
  - ・ 必ず滞在地の選挙管理委員会で、係員の指示に従い行ってください。
  - ・ 自宅などでの記載は無効となります。
3. 直ちに投票を済ませてください。
  - ・ 不在者投票ができるのは、告示の日の翌日から選挙期日の前日までです。その投票用紙等が当委員会へ送られるのに要する日数を見込んで、なるべく早く投票を済ませてください。
4. 不在者投票の期間 平成 28 年 10 月 26 日(水)から平成 28 年 10 月 29 日(土)

投票を行おうとする滞在地の市町村において選挙が行われていない場合には、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日祝日等、市区役所、町村役場等の閉庁時は、投票できません。）

投票を行おうとする滞在地の市町村において選挙が行われている場合には、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

詳しくは滞在地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

5. 不在者投票をしなかったときは・・・
  - ・ 直ちに、投票用紙等すべてを菰野町選挙管理委員会に返送してください。

〒510-1292  
三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地  
菰野町選挙管理委員会  
059-391-1111